

平成 25 年 11 月 26 日

国 土 交 通 省

「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の施行期日を定める政令」及び「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令」について

## I 背景

海賊多発海域を航行する日本船舶において、小銃を用いた警備の実施を認めるための「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 75 号。以下「法」という。）が平成 25 年 11 月 20 日に公布されたところである。

今般、法の施行に際して所要の事項を定めることとする。

## II 概要

(1) 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の施行期日を定める政令法の施行期日を平成 25 年 11 月 30 日とする。

(2) 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令

### ①海賊多発海域

法第 2 条第 2 号の政令で定める海域として、ソマリア沖を中心として銃撃を伴う海賊行為が発生している海域である、南緯 10 度以北のアラビア海・インド洋の海域（ペルシャ湾を除く。）及び紅海・アデン湾の海域を定めることとする。

### ②国民生活に不可欠であり、かつ、輸入に依存する物資

法第 2 条第 4 号の政令で定める物資は、原油とする。

### ③特定警備に従事する者の確認に係る欠格要件に関する規定の整備

法第 7 条第 2 号ロの政令で定める病気、同号ヌの政令で定める罪及び同号ルの政令で定める罪の範囲を定めることとする。

### ④通過海域

法第 14 条第 1 項の政令で定める海域として、アデン湾と紅海の間のパブエルマンデブ海峡周辺の海域を定めることとする。

## III スケジュール

閣議決定：平成 25 年 11 月 26 日（火）

公布：平成 25 年 11 月 29 日（金）

施行：平成 25 年 11 月 30 日（土）

問い合わせ先

国土交通省海事局外航課

連絡先 03-5253-8111（内線 43302）、03-5253-8618（直通）